平成２５年（フ）第１８７号
大阪市淀川区東三国２丁目11番14―301号
債務者　松島　道雄
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤内　健吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１４号
大阪府吹田市春日４丁目２番１―901号
債務者　堀川　征男
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　　円
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台４丁目14番地の３
債務者　岩井　稔博
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１号
北海道北見市春光町４丁目４番２―105号
債務者　壹ツ石貞子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７０６号
埼玉県草加市八幡町653番地10　ハイツオオヌキ101号
債務者　高橋　　進
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
埼玉県越谷市宮本町５丁目75番地１　コーポマツザワ106号
債務者　齊藤亜楠こと　スン　ヤナン　孫亜楠
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
埼玉県春日部市緑町３丁目10番21号
債務者　片岡　勇樹
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区３棟501号
債務者　大城　和之
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区３棟501号
債務者　大城美智子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３６２号
千葉市若葉区桜木６丁目17番22号　ふるさと桜木
債務者　高村　　玲
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
岐阜県多治見市美坂町６丁目52番地　エレガンス美坂201、従前の住所岐阜県多治見市笠原町1648番地の12
債務者　大澤みゆき
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３１８号
福岡県北九州市小倉北区東篠崎１―１―15　サンライフ三萩野Ａ―406号室、住民票上の住所長崎県諫早市若葉町225番地65、破産手続申立時の住所岡山県倉敷市玉島上成353番地１　ニューク福島Ｂ―201
債務者　内田　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
長崎県諫早市若葉町225番地65、破産手続申立時の住所岡山県倉敷市玉島上成353番地１　ニューク福島Ｂ―201
債務者　内田　豊美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４８０号
高知県土佐市中島250番地１
債務者　國則　智佳
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９０号
高知市鏡吉原847番地
債務者　川村　正男
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９３号
高知県香南市野市町西野1309番地８
債務者　藤永　洋嗣
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９４号
高知市横浜新町２丁目102番地　県営横浜団地Ｒ18―203
債務者　樋本めぐみ
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
高知地方裁判所破産係